

報告第十八号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和三年九月二十一日

江戸川区長 齊藤 猛

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区松島地区区民 施設新築工事	スターツCAM株式会社 代表取締役 直井 秀幸	2.10.22  (306日間)	円 1,021,790,000	今回 3.6.15	円 1,026,267,000 (4,477,000) (0.4%)	土地の掘削作業及び杭工事 の支障となる地中障害物が発 生したため、撤去処分を行っ たことによる増
	江戸川区立篠崎小学校教室 棟外解体工事	株式会社美禰 代表取締役 堀 哲昭	3.3.17  (97日間)	円 92,999,500	今回 3.8.2	円 90,882,000 ( 2,117,500 ) ( 2.3% )	受注者の不正又は不誠実な 行為により、工事を中断した 期間があったため、工期内に 工事を完了することができな くなったことによる工期の延 長後に、受注者からの申出を 受け、発生材運搬車両を搬出 する際の作業効率を考慮する とともに、これまでの作業実 態に合わせて発生材運搬車両 数を減らしたことによる減
	江戸川区立南小岩小学校教 室棟外解体工事	株式会社美禰 代表取締役 堀 哲昭	3.3.17  (97日間)	円 92,290,000	今回 3.8.2	円 89,342,000 ( 2,948,000 ) ( 3.2% )	受注者の不正又は不誠実な 行為により、工事を中断した 期間があったため、工期内に 工事を完了することができな くなったことによる工期の延 長後に、受注者からの申出を 受け、発生材運搬車両を搬出 する際の作業効率を考慮する とともに、これまでの作業実 態に合わせて発生材運搬車両 数を減らしたことによる減

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額( 変更増減額 )	説 明
土 木 工 事	仮称新左近川親水公園ラグビー場整備工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	3.3.17  (220 日間)	円 409,739,000	今回 3.4.27	円 410,467,200(728,200) (0.2%)	「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算し、令和3年3月1日以降に締結した工事請負契約について、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約金額に変更したことによる増
	松本橋架替工事(その8)	株式会社横河ブリッジ 代表取締役 高田 和彦	3.3.17  (340 日間)	円 693,000,000	今回 3.5.7	円 696,176,800(3,176,800) (0.5%)	「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算し、令和3年3月1日以降に締結した工事請負契約について、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約金額に変更したことによる増